

2025 年国際博物館の日

夜学講座「急激に変化するコミュニティにおける博物館の未来」

2025 年 5 月 14 日(水)19:00～20:00

浦幌町立博物館

毎年 5 月 18 日は「国際博物館の日」です。今年のテーマは「急激に変化するコミュニティにおける博物館の未来」です。「コミュニティ」を「浦幌町」に置き替えて、博物館の未来を皆さんと共に考えてみたいと思います。

1. 急激に変化する浦幌町

最盛期は人口 14,000 人を数え、農林水産業に石炭産業までを擁する「大きな街」だった浦幌町。いま人口 4,000 人。ある調査では、十勝 19 市町村のなかで人口減少率がもっとも高く、将来の消滅可能性が高い自治体に含められています。もはや浦幌町は、かつての浦幌町ではありません。

- ・高校が無くなった
- ・官公庁の出先機関が減った
- ・小中学校は 2 校となり、さらに上浦幌は義務教育学校になる
- ・農村部を中心に交通課題を抱えている
- ・財政難
- ・インフラ更新難
- ・労働力不足
- ・ジェンダーバランス etc…

2. 博物館のすがた

- ・博物館の専任職員は、役場の正規職員 2 名（学芸員と事務職員）
- 役場の職員数 139 人 教育委員会の職員数 15 人
- 役場の正規職員数の 1.4%、教育委員会の 13.3%を博物館が占めている。

- ・博物館の予算 2025 年度予算は、人件費を除き、7,687,000 円。昨年度（6,269,000 円）よりも 1,418,000 円の増額。
- 町予算 78 億 3400 万円の 0.098%。教育予算総額 9 億 8127 万 1 千円の 0.78%。

3. 博物館は何をしてきたか？

別紙 2024 年度事業報告参照

4. 博物館が考える博物館の意味と役割

- ・生活に直結する役に立つことは公民館、こども向け事業は図書館。博物館は、生活に役に立たないが、知っていると少し生活が豊かになる（気がする）ことをテーマに扱う。
- ・ヒトとモノ、ヒトと地域の情報、地域の文化・学術とそれを必要とするヒトとの間をつなぐ役割
- ・町の記憶をなるべくモノで、カタチが無い場合は活字に変えて保管し継承しておく役割
- ・町の変化を記録する役割
- ・町の情報収集拠点（図書館とも共通）であり、発信拠点であること

5. 博物館が考える、いま町のために博物館ができること

- ・浦幌町の良いところ、悪いところを多くの人に気づいてもらうこと
- ・「困ったことがあったら、とりあえず博物館に」という、町のインフラになること
- ・町のさまざまな資源を学術資源の対象として紹介し、全国から大学生や研究者に調査研究に来てもらって、その成果を残して行ってもらうこと
- ・博物館のためこんでいる情報を、まちづくりに役立てること
- ・町のお金となるべく使わずに博物館を運営する方法を考えること

- ・博物館の無い町の人にとっても役にたつ博物館
- ・議論する場をつくること
- ・学術と人をつなぐ場であること
- ・こどもたちのまなびと未来ために、博物館が役立てるることは他には？
- ・教育の目的に立ち返る…

教育基本法第1条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

これらの実現のために、厳しい状況にある浦幌町で、博物館にできることがさらに無いか探っていきたい。